

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東かがわ市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人情報のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東かがわ市長

公表日

令和8年3月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>東かがわ市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 <p>番号法を基に東かがわ市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け
③システムの名称	<p>国民健康保険(税)システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム※」という。) ※国保総合(国保集約)システムとは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 医療保険者等向け中間サーバ等</p>

2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項 別表44, 135の項 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条, 74条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1, 2, 3, 5, 6, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 137, 141, 158, 160の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48, 69, 70, 71の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部長寿保健課 総務部税務課
②所属長の役職名	長寿保健課長 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 総務課 TEL0879-26-1214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 TEL0879-26-1360 〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 税務課 TEL0879-26-1216
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報等を取り扱う際には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等の防止を徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月21日	I 1. ③システムの名称	国民健康保険税システム	国民健康保険税システム・国保情報集約システム	事前	平成29年度からの国保連合会設置の国保情報集約システムテスト連携前までの実施(県下での国保資格異動管理)が必要であったため
平成29年2月21日	II しきい値判断項目	H26. 9. 1時点	H29.1.31時点	事前	同上
平成29年10月31日	評価書名	国民健康保険資格事務 基礎項目評価書	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	評価書見直しにおける記載事項の修正及び補完(以下同様。)
平成29年10月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東かがわ市は、当該事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益を保護するため、適切な措置を講じることを宣言する。	東かがわ市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人情報のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成29年10月31日	評価実施機関名	東かがわ市長	香川県東かがわ市長	事後	
平成29年10月31日	公表日	2017/2/21	2017/10/31	事後	
平成29年10月31日	I 1 ①事務の名称	国民健康保険資格事務	国民健康保険に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 1 ②事務の概要	国民健康保険の取得、喪失の異動により各種資格者の把握及び各種国民健康保険被保険者証の交付	<p>東かがわ市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 <p>番号法の別表第二を基に東かがわ市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 1 ③システムの名称	国民健康保険税システム・国保情報集約システム	国民健康保険(税)システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム※」という。) ※国保総合(国保集約)システムとは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
平成29年10月31日	I 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税ファイル	国民健康保険情報ファイル	事後	
平成29年10月31日	I 3. 個人番号の利用	国民健康保険法第7条から第9条まで、第20条から第22条並びに同法施行規則第2条、第3条、第5条から第13条まで、第15条及び第20条 住民基本台帳法第28条並びに同法施行令第27条及び第30条	(1) 番号法第9条第1項 番号法別表第一の16、30の項 (2) 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16、24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 4②法令上の根拠	番号法別表第1(30) 番号法別表第2(3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、44、58、62、80、87、93、106)	<p>番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 ・1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・9、12、15、78、109、120の項 第3欄(情報提供者)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・17、22、88、97、106の項 第3欄(情報提供者)に「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 ・46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項 ・27の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・42の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項 ・43の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・44の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務」が含まれる項 ・45の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・20、25、26条</p>	事後	
平成29年10月31日	I 5. ①部署	保健課	市民部保健課 総務部税務課	事後	
平成29年10月31日	I 5. ②所属長	保健課長	保健課長 濱野 浩人 税務課長 渡邊 仁	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 7. 請求先	保健課	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847番地1 東かがわ市 市民部 保健課 Tel. 0879-26-1229 〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847番地1 東かがわ市 総務部 税務課 Tel. 0879-26-1216	事後	
平成29年10月31日	I 8. 連絡先	保健課	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847番地1 東かがわ市 市民部 保健課 Tel. 0879-26-1229 〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847番地1 東かがわ市 総務部 税務課 Tel. 0879-26-1216	事後	
平成29年10月31日	II 1. 対象人数	平成29年1月31日時点	平成29年10月31日時点	事後	
平成29年10月31日	II 2. 取扱者数	平成29年1月31日時点	平成29年10月31日時点	事後	
平成29年10月31日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成30年4月1日	公表日	2017/10/31	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目	2017/10/31	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	保健課長 瀨野 浩人 税務課長 渡邊 仁	保健課長 飯田 志乃 税務課長 渡邊 仁	事後	
平成31年4月1日	公表日	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目	2018/4/1	2019/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	皿しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和2年3月17日	公表日	2019/4/1	2020/3/17	事前	
令和2年3月17日	I 1. ②事務の概要	<p>東かがわ市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 <p>番号法の別表第二を基に東かがわ市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>	<p>東かがわ市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 <p>番号法の別表第二を基に東かがわ市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等」における資格履歴管理事務を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するた 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I 1. ③システムの名称	<p>国民健康保険(税)システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム※」という。)</p> <p>※国保総合(国保集約)システムとは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>国民健康保険(税)システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム※」という。)</p> <p>※国保総合(国保集約)システムとは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 医療保険者等向け中間サーバ等</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I 3. 個人番号の利用	<p>(1) 番号法第9条第1項 番号法別表第一の16、30の項</p> <p>(2) 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16、24条</p>	<p>(1) 番号法第9条第1項 番号法別表第一の16、30の項</p> <p>(2) 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16、24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第一の30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I 4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 ・1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・9、12、15、78、109、120の項 第3欄(情報提供者)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・17、22、88、97、106の項 第3欄(情報提供者)に「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 ・46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項 ・27の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・42の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項 ・43の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・44の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務」が含まれる項 ・45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・20、25、26条</p>	<p>番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 ・1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・9、12、15、78、109、120の項 第3欄(情報提供者)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・17、22、88、97、106の項 第3欄(情報提供者)に「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 ・46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項 ・27の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・42の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項 ・43の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・44の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務」が含まれる項 ・45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・20、25、26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p>	事前	
令和2年3月17日	IIしきい値判断項目	2019/4/1	2020/3/17	事前	
令和2年3月17日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 5. ②所属長	保健課長 飯田 志乃 税務課長 渡邊 仁	保健課長 飯田 志乃 税務課長 板坂 政治	事前	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目	2020/3/17	2020/4/1	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部保健課 総務部税務課	市民部 長寿保健課 総務部税務課	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健課長 飯田 志乃 税務課長 板坂 政治	長寿保健課長 税務課長	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 保健課 TEL0879-26-1229 〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 税務課 TEL0879-26-1216	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 TEL0879-26-1360 〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 税務課 TEL0879-26-1216	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 保健課 TEL0879-26-1229 〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 税務課 TEL0879-26-1216	〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 TEL0879-26-1360 〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 税務課 TEL0879-26-1216	事後	
令和6年4月1日	II -1 いつ時点の計数か	2020/4/1	2024/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	2020/4/1	2024/4/1	事後	
令和8年3月16日	評価実施機関名	香川県東かがわ市長	東かがわ市長	事後	
令和8年3月16日	3. 個人番号利用	<p>(1) 番号法第9条第1項 番号法別表第一の16、30の項 (2) 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16、24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第一の30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>(1) 番号法第9条第1項 別表44、135の項 (2) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条、74条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月16日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 ・1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・9、12、15、78、109、120の項 第3欄(情報提供者)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項 ・17、22、88、97、106の項 第3欄(情報提供者)に「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 ・46の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条 (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項 ・27の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・42の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項 ・43の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 ・44の項 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務」が含まれる項 ・45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・20、25、26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、158、160の項</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項</p>	事後	
令和8年3月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	<p>〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 市民部 長寿保健課 TEL0879-26-1360 〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 税務課 TEL0879-26-1216</p>	<p>〒769-2792 香川県東かがわ市湊1847-1 東かがわ市役所 総務部 総務課 TEL0879-26-1214</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月16日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年3月16日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年3月16日	8 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報等を取り扱う際には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等の防止を徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更
令和8年3月16日	11 最も優先度が高いと考えられる対策		情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更